航空法

１．案内情報

① 手続名	：	事業計画の変更認可
② 手続根拠	：	航空法第１２４条（第１０９条第１項準用）
③ 手続対象者	：	本邦航空機使用事業者
④ 提出時期	：	事業計画を変更しようとするとき
⑤ 提出方法	：	認可申請書を作成し、地方航空局（東京・大阪）地域航空事業課へ提出して下さい。
⑥ 手数料	：	無し
⑦ 添付書類・部数	：	無し
⑧ 申請書様式	：	認可申請書
⑨ 記載要領・記載例	：	提出先となる地方航空局地域航空事業課にお問い合わせ下さい。

２．窓口情報

① 提出先	：	東京航空局地域航空事業課	０３－５２７５－９３１５
		大阪航空局地域航空事業課	０６－６９３７－２７０３
② 受付時間	：	提出先にお問い合わせ下さい。	
③ 相談窓口	：	東京航空局地域航空事業課	０３－５２７５－９３１５
		大阪航空局地域航空事業課	０６－６９３７－２７０３

３．手続情報

① 審査基準	：	航空法１０１条第１項
② 標準処理期間	：	２ヶ月
③ 不服申立方法	：	行政不服審査法の規定による。